

## 社長様への知的財産ちょっとアドバイス 第3回「特許（発明）について」

アルカディア知財事務所

弁理士 <sup>かきぎ</sup> 垣木 晴彦

TEL06-6631-0101 FAX06-6631-0801

皆様、今回は、特許（発明）についてお話をしたいと思います。技術的な構成に特徴があって今までにない効用があるような製品を発明された場合には、特許庁に特許出願して特許権が取得できると、他人にその発明をマネされた場合でも、そのマネを禁止でき、場合によっては損害賠償を請求することもできます。マネをされている場合、大抵の場合には後発品の値段が安いので、これらの模倣品の販売を禁止できないと、そのうち価格競争になってしまい、利益の減少の速度が速くなってしまいます。

発明と言われてもピンと来ないかもしれませんので、特許権をうまく活用できなかった場合とうまく活用できた場合について具体的にお話します。

特許権をうまく活用できなかった場合としては、皆様もよく行かれると思われるカラオケですが、このカラオケをするための装置は、兵庫県在住のある個人の方が発明されました。しかし、この方は、そのカラオケ装置という発明について特許権を取得して独占できることを知らなかったために、特許出願をしませんでした。この結果、これだけカラオケが流行したにも拘わらず、ほとんどそのカラオケ装置についての利益を得ることができず、風のうわさによると現在では破綻状態であるということです。

一方、特許権をうまく活用できた場合としては、皆様も以前はよく使用し、又は見かけたかと思いますが、洗濯機の水槽のゴミを取るために水槽の側壁に付けたり又は水槽に浮かしていた円錐状のゴミ取り具があったかと思いますが。この洗濯機用ゴミ取り具は、ある主婦の方が発明されたもので、この方は特許権のことを知っていましたので、あらかじめ特許出願をすると共に、自分では製品化できないので製品化してもらえそうな企業に売り込みをしてある企業に採用されました。この洗濯機用ゴミ取り具は皆様もご存じのように大ヒットしましたので、この主婦の方はかなりの実施許諾料を手にしたと聞いております。

また、特許権を取得する上で一番大切なことは、特許出願する前に、守秘義務を有しない者に公開してしまうことです。特に、よく勘違いされておられるのが、発明品を販売した後でも特許権が取得できると思われていることです。これは誤りです。特許権を取得するためには、創作された発明が秘密状態で特許出願されなくてはなりません。

ですから、知り合いに図面を渡して見てもらっても、その知り合いに守秘義務がなければ、その後に特許出願をしても有効な特許権を取得することはできませんので、十分にご注意下さい。

発明を考え出された場合には、その発明が特許される可能性があるか否かについては是非とも弁理士にご相談頂ければと思います。弁理士は法律上の守秘義務がありますので、安心してご相談して頂けます。